

（午後1時00分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、5番 板橋さん。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）ただ今、議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回、まず、1項目めは、教員の働き方改革の推進についてお伺いします。

平成28年度の文部科学省の教員勤務実態調査の結果を踏まえた推計によれば、小学校の教師は年間800時間、中学校は1,100時間程度の時間外勤務を行っています。

子どもに関することは全て学校で対応してほしいといった保護者や地域の意識に教師が応える中で、今、学校はブラック職場などと言われています。

公明党は学校における働き方改革について、国会においてその議論をリードしてきました。

平成29年11月には、教員の働き方改革検討プロジェクトチームにおいて、教職員定数の拡充とともにスクールカウンセラー等の専門スタッフや教員の事務作業を補助するスクールサポートスタッフ等の増員、部活動指導員の配置に関する支援制度の創設、学校現場における勤務時間の適正な把握の徹底など、改革の実現に向けた提言を取りまとめたところです。

昨年（平成30年）の第200回臨時国会においてはこの提言も踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が改正されました。

給特法というのは、公立学校の教員には残

業代を支払わないよ、だから、残業しなくてもいいよ、もちろん、校長は教員に残業の命令をすることはできないよ、でも、教師なら自主的にやりたい残業もあるよね、だから、給料を4%増にしているよ、という法律です。

この4%のことを教職調整額と言います。4%増をもらっているからといって、校長先生は勤務時間外の仕事を命令することはできません。例外として、臨時のとき、緊急のやむを得ない必要があるとき、超勤4項目というのがありまして、職員会議、学校行事、緊急事態、それから実習、これは高校だけですけれども、部活は上記には含まれないということで、原則、勤務時間後の部活指導は断ることができるというような法律であります。それがゆえに、なかなかブラックと言われるゆえんであります。

そのことが法律として改正されることになりました。時間外勤務を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインが法的な根拠のある指針となり、衆参両院における附帯決議において、各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例、規則等そのものに教員・職員の在校等時間の上限時間数を定めるよう求めることが盛り込まれました。

学校における働き方改革は行政・学校・保護者・地域が認識を共有してあたらなければならない総力戦です。

このような観点から、以下の点について見解を求めます。

1、学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理について。本市におけるICTの活用やタイムカードなどの客観的方法の導入等を通じた在校等時間の適正な把握の状況は。

2、教師の在校等時間の上限ガイドラインが法的根拠のある指針に格上げされたことを踏まえ、市内小・中学校に関する学校管理規則において具体的な上限を明記する準備の進捗状況は。

続いて、2項目めは、本市における家庭教育支援事業について伺います。

都市化や核家族化、地縁的つながりの希薄化等を背景として、家庭教育を支える環境が大きく変化する中、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、文部科学省は平成20年度より、全ての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域人材を活用した家庭教育支援チームを核とし、孤立しがちな保護者や仕事で忙しい保護者など、学習機会等になかなか参加できない保護者への支援手法の開発を行い、その成果を活用して地域の主体的な取り組みを支援していくにあたり、各地域の取り組み状況の把握や効果的な事例の収集、情報発信による各地域の取り組みの活性化促進に努めてきました。

本市においても、悩みや不安を抱え孤立しがちな家庭や仕事で忙しい家庭など、待っては支援が届きにくい家庭への支援の充実を図るため、平成20年度から橋本市家庭教育支援チーム、ヘスティアが結成されました。

学校でのいじめ、不登校、家庭での児童虐待、子どもの貧困化など、表面化しにくいさまざまな問題解決のためには、地域・家庭・学校・行政の連携が必要であり、特に訪問型家庭教育支援が有効であり、その役割は今後ますます重要になると考えられます。本市の見解と展望は。

ということで、1、本市における橋本市家庭教育支援チーム、ヘスティアの取り組みの現状と課題、今後の活動についての展望は。

2、不安や悩み等の問題を抱える家庭が増加する中で、問題解決のためにヘスティアの

訪問型家庭教育支援が果たす役割とは。また、その充実については。

以上、2項目について、壇上からの一回目の質問といたします。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さんの質問項目1、学校における働き方改革の推進に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）学校における働き方改革の推進についてお答えします。

まず、一点目の、学校現場における在校等時間の客観的な把握と管理ですが、各学校ではエクセルを利用した勤務時間チェックシートを導入しています。出退勤の時間と時間外勤務時間が管理できるようになっており、学校長がこれを把握し、教師の長時間勤務の是正につなげているところです。

4月からは、平成27年度から導入している校務支援システムの中に出退勤の管理ができる機能を追加することになっており、現行の勤務時間チェックシートから、より便利で客観的に確認できるシステムに移行していく予定です。

次に、二点目の、教師の在校等時間の上限ガイドラインの指針ですが、教員の長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

このような状況を踏まえ、文部科学省が令和2年4月1日施行の公立義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法第7条に基づき、教師の業務量の適切な管理その他教師の服務を監督する教育委員会が教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めています。

内容については業務を行う時間の上限を定

めたものとなっております、1カ月の時間外在校等時間について45時間以内とするとともに、1年間の時間外在校等時間について360時間以内としています。

なお、児童生徒等にかかわる臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1カ月の時間外在校等時間100時間未満、1年間の時間外在校等時間720時間以内、1年のうち1カ月時間外在校等時間が45時間を超える月数は6月、連続する2カ月、3カ月4カ月、5カ月及び6カ月のそれぞれの期間について、各月の1カ月時間外在校等時間の1カ月当たりの平均時間80時間としています。

指針の適用は令和2年4月1日からとしており、服務監督権者である教育委員会においては、指針を参考にし、時間外在校等時間の上限方針を教育委員会規則等において定めることとなっております。

県教育委員会では現在、条例制定の準備を進めているところです。本市については、県教育委員会が制定した条例に鑑み、橋本市公立小中学校管理規則の一部を改正し、これを反映させる予定となっております。

施行されることになれば、校長及び教育委員会は、教師等の在校等時間の管理をはじめ、業務の役割分担、適正化、必要な執務環境の整備や健康管理など、学校の管理運営における責任を有するものであることから、上限時間を超える実態がある場合には、例えば、校務分掌の適正化や業務削減等の改善の措置をとるなど、学校運営上の責任を適切に果たすことが求められるようになります。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん、再質問ありますか。

○5番（板橋真弓君）では、再質問させていただきます。

まず、現行のエクセルを利用した勤務時間チェックシートなんですけど、私も現場におり

ましたので、そのシートは1カ月単位でトータル勤務時間が出てくるので、これによって校長先生が先生たちの勤務状況を管理・掌握し、教師の長時間勤務の是正につなげるという意図は大変よくわかるのですが、時間に追われる中、一々パソコンを開いて、毎日、出勤勤務時間と時間外勤務時間を入力するのに、結構、時間と労力を要します。先生方にとってはかなりの負担になると思います。

4月から新しく導入される便利で客観的に計測できるシステムに移行されると思いますが、具体的にはどのようなシステムになりますか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）先生方が使っていたパソコンの中にCLARINETという校務支援システムが入っています。CLARINETの勤務の管理機能というのを来年度の4月から導入して、学校へ来たときにパソコンのスイッチを入れていただくと、これが出勤時間になります。帰るときにパソコンを消していただくと、これが退勤というか退庁というか、時間になります。

ただ、勤務時間チェックシートという部分で言いますと、実は私、これは家庭への持ち帰り時間というものもその中に入っていたと思います。よって、教職員が在校する時間が全て勤務時間になるかということ、やはり持ち帰り時間というものも非常に重要な時間になってきますので、今まで使っていた勤務時間チェックシートで言いますと、持ち帰り仕事が計測できるというか、今後使用するCLARINETを用いた勤務時間になりますと、在校時間のみということになりますので、持ち帰り時間については自己申告制という形をとっていかざるを得ないと思います。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）わかりました。パソコ

ンのスイッチを入れるというだけで出退勤が、ありがたいです。それはもう予想を上回っておりまして。

タッチパネルとかでピッとしようかなという、そんなのはありませんかという質問をしようと思っていたんですけども、そうしていただけるなら本当に助かると思います。ぜひ、4月からを楽しみにしておきたいと思います。

続きまして、教師の時間外勤務を月45時間、年360時間以内とする上限ガイドラインの指針の適用は、令和2年4月1日からの施行に向け、現在準備中ということで、現在、新型コロナウイルス肺炎の感染拡大予防対策としての臨時休校に伴い、児童生徒、保護者へのフォローや配慮で、教育委員会並びに学校現場も大変な中ではありますが、県教育委員会の条例改正を受けて、本市も橋本市公立小・中学校管理規則の一部を速やかに改正し、学校の働き方改革への積極的な取り組みをよろしくをお願いします。

そこで、まだ先の話なんですけれども、今現在の業務の適正化ということに関してちょっと紹介したいというのは、文部科学省の学校における働き方改革の取り組み状況についてという資料が文部科学省から出ているんですけども、学校の業務の役割分担、適正化を確実に実施するために、学校の業務の仕分けの実施、思い切った業務の見直しや廃止など、業務のスクラップアンドビルドによる、負担軽減などの方針が記されています。

業務の適正化に向けて、学校・教師が担ってきた、そこには14の業務のあり方に関する考え方を表にしたものが載っています。教育長のほうにはお手元にあるんですけども、そこには三つぐらい大きな項目がありまして、14になっているんですけど、基本的には学校以外が担うべき業務ということで、今まで教

員がやっていた仕事を、そういう、ほかでもできるんじゃないかというのが四点、それから、業務の学校の業務だが必ずしも教師が行う必要のない業務として、そこも四点、教師の業務だが負担軽減が可能な業務として六点ということで、そういった指針、これに関して、どういった状態かということを目安になるような指針、業務の仕分けをしてきてあるんですけども、この14の業務について、既に橋本市で対応しているものやそうでないものがあると思いますが、これに向けて、やっていることと、やっていないことで、これ次やっていきたいなというようなことがありましたら教えてほしいんですけども。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）例えば、基本的には学校以外が担う業務についてですけども、当下校に対する対応というのは、学校もやっているところもあります。やはり子どもの登校を見たいという先生もおられますし、これは強制的な業務ではなく自主的にやっていると、そういうところもありますが、これについては健全育成や共育コミュニティの方々がやっているといます。

その他、例えば、教師の業務だが負担軽減が可能な業務ということで、給食時の対応というのがあります。これは教員も出てきていますけども、今、共育コミュニティのほうで、徐々に浸透していますけれども、低学年、特に1年生の子どもに対しての給食指導は、エプロン先生というような形で地域の方々が入っていただいて、子どもと一緒に食べると。

ただ、そのときに、現実問題としては給食費をどうするか、そのとき一緒に食べてくれるんですけども、給食費をどうするかというような課題も、今、議論しているところです。

それから、ボランティアの連絡調整につい

ては、これは基本的には管理職と共育コミュニティのコーディネーターがボランティアの導入というような形で取り組んでいますし、部活動についても、現在5校、全中学校に10人入っていただいで指導していただいでいます。来年度については文化部もこの中に入りますので、もう少し人数も増えてくると思います。

ただ、部活動については、やっぱり部活動をやりたいという教職員もいますので、この部分との兼ね合い、学校の中でゆっくりと協議していただいで決めていただいたらと思っています。

かなり学校が担わなくてもいい業務というのは、この中に、実際言いますと、あると思いますけれども、学校徴収金、学校の徴収する金額の領収とか管理というのは、これはちょっと、今のところしんどいかなと思ったりする項目もございます。

ただ、思い切ってやってみることが教職員の勤務軽減につながるならば、これらに取り組んでいきたいと思っています。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。ぜひとも思い切った決断をなさって、仕切りをしていただきたいと思ひます。

その同じページのところ載っているんですけども、チームとしての学校としての事務職員に加え、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、特別支援学級を支援する専門スタッフ、部活動支援員、スクールサポートスタッフ等、外部人材の参画確保や研修等の実施が挙げられていますが、現在、橋本市の状況としてはどのような形で、人数は足りていますかとかそういったところを教えていただけたらと思ひます。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）まず、スクールサポ

ートスタッフですけれども、昨年度から導入されました。導入された学校は2校あったんですけども、教職員の印刷とか、それから採点とか、さまざまな業務をしていただくということなんですけど、最初、学校は戸惑っていたようです。どういうふうな形で働いていただかかということについては戸惑いがありました。ただ、2カ月、3カ月と過ぎていくうちに、大変ありがたいということで評価を受けています。

そして、今年また2校増えて、現在4校の学校でスクールサポートスタッフが活動していただいでいます。各学校から非常にありがたいというお話をいただいでいますので、県教育委員会には、前に16番議員のご質問にもお答えしたと思うんですけども、より一層、増員をお願いしたいと思ひています。

それから、SSW、スクールソーシャルワーカーについては、2校に入っていただいでいます。この方々についても、家庭的にいろいろなご家庭が多くなってきていますので、やはり県に要望して、10名、20名と急には増えないと思ひますけども、段階的に増員をお願いしていききたいと思ひています。

それから、スクールカウンセラー、これは学校の要望に応じて入っているんですけども、16校で9名の方、小学校は月に2回、中学校は週1から2回という形で兼務されているスクールカウンセラーの方もおられます。

ただ、小学校月2回、中学校週1から2という時間は、やはり短いと思ひています。これについても、より一層の時間増を県にお願いしていききたいと思ひています。

それから、部活動指導員は先ほどお話ししていただいたとおりです。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。どんどんと充実していると思ひます。

最近はもう老朽化なので、建物に対するそういう予算措置というのはたくさんやっていかなあかんという、トイレの改修とかそういったものにお金はかかるんですけども、やっぱりソフト面というか人材、人というところにもしっかりとお金のほうをかけていただいて、充実した子どもたちの環境づくり、それから先生たちの改善につながるような人のサポーターというかをお願いしたいと思えます。

次の質問です。

文部科学省の取組状況調査によれば、全国の教育委員会が在校等時間の縮減に効果が高いと考えている上位5項目というのが、アンケートで出ているんです。その5項目は部活動ガイドラインの実効性の担保、二つ目が学校閉庁日の設定、三つ目、ICTを活用した事務作業の負担軽減、四つ目、留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制の整備、五つ目が部活動への外部人材の参加でした。

ということで、この調査の結果は文部科学省のホームページで公開されていますが、その中には全国の学校や教育委員会の効果的な取り組みも具体的に掲載されています。

特にこの5項目については、先ほどからも重なるところはあると思うんですけども、まだ橋本市で取り組まれていない部分に関してのお考えというか、その五つに関して、橋本市の取り組みはどのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）五つの中で、先ほどお答えしたこともございますので、ないところだけに絞らせていただきます。

まず、学校閉庁時の対応というんですか、学校閉庁ということについては、教育委員会は夏季休業中に連続して休めるような閉庁日の設定を校長会とも連携しながら進めていき

たいと、これは来年度やっていきたいと思っています。これについてはもう保護者に早くからアナウンスして、ご理解をいただくというふうに思っています。

それから、留守番電話なんですけども、これも私たちは随分考えています。留守番電話の設置等について、どうであろうかということで校長会でも諮ってみました。

ただ、生徒指導上の問題、また、子どもたちをめぐっての問題があったときに、留守番電話で対応することがかえって学校の混乱を招くのではないかと、さまざまな協議をしています。

ただ、一般的な動向の中で、市としてもどう対応していくか、その中でまた予算要求もしていきたいと思っています。

先ほど出された五点については、私たちも大事な問題と捉えておりますので、今後とも話し合いを進めて、できる限りそれに向けて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

本当にしっかりと協議していただいて、現場の声をしっかり聞いていただいて、改革、ちょっとでも働き方改革につながるようお願いしたいと思います。

それで、最後なんですけども、来年度、学校における働き方改革を具体的にどのように進め、そのために教育委員会や学校をどのように支援しようと、市として予算措置などがもしもありましたらお聞かせ願いたいのですが、そういったものはありませんか。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）板橋議員の質問にお答えします。

基本的には、教育施策というのは教育長に権限があります。新教育委員会制度になって

も、私が教育方針とかそういうことに決定権はありませんし、私らは学校の整備とかハード的な部分でやっていくということになります。

私らが一番、国の方針でこういうことをやれと言われたときに気になっているのが、3年間とか5年間で補助を切られるという、県も同じような考え方があるので、例えば3年後にもう予算つけへんよというようなことが多々ある状況にあるのも事実です。

もし教育長あるいは教育委員会のほうからそういう部分で予算をつけてほしいというような要請を、逆にもっと積極的に上げていただいたら、子どもたちの学校環境の整備につながり、ソフト面での整備につながっていくと思いますので、今回についてはほとんどあまり上がっていなかったような気がしますので、どうしても必要なときになれば補正対応もできますし、今、進められているスクールソーシャルワーカーとかカウンセラーとか、そういう補助がなくなってきたときには市として機能的に動いているのであれば、予算措置は必要になってくるのかなというふうにも思います。

もっともっと学校内で、やはり自分たちの働き方改革の中で、いっぺんもっと整理をもらって、これは外部の人に、これは私たちでやるというような仕事の整理をもっともらって、もっとここがどうしても足らるので、ここの部分に予算をつけてくれという話をいただいたのであれば、政策調整会議等にかけて、予算措置というのは考えていきたいと思いますので、浮島議員からも聞いていますけども、ようやくそういう方法で進み出したというふう聞いておりますので、その中で必要な予算という措置ができればしていきますので、教育委員会にもっと尻をたたいていただいて、こういうことが必要

じゃないかという意見を文教厚生委員会なりでもお話をさせていただいて、そういう中で予算を措置しなさいということであればできると思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

本当に現場の声をしっかりまとめていただいて、もうどんどんと、子どもに必要、先生にも必要というような声をしっかりと訴えて、ともに教育委員会とも、私たち議員としてもしっかりと声を上げていきたいと思います。市長の心強い後押しをいただきましたので、これからも頑張っていきたいと思います。

以上で1項目めの質問を終わらせていただきます。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、家庭教育支援事業に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（阪口浩章君）登壇〕

○教育部長（阪口浩章君）本市における家庭教育支援事業についてお答えします。

まず、一点目の、本市における家庭教育支援チーム、ヘスティアの取り組みの現状と課題、今後の活動についての展望ですが、ヘスティアは子どもが自立した大人に成長できるように、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立することがないように、笑顔の子育てを応援することを目的とし、平成20年に結成されました。

チーム員は、市や県で開催された支援者養成講座、子育て講座の受講生や、教員、臨床心理士、栄養士の資格を持った方など、さまざまな分野で活躍されている方がいます。あくまでも専門的な機関ではなく、地域の先輩ママ・パパとして活動に取り組んでいます。

ヘスティアは本部を中心として、講座部、広報部、家庭訪問部の三つを柱に活動を行っ

ています。講座部は手づくりなどの参加型講座を通じて、子育てにかかわる方が交流し、情報交換を行う機会をつくっています。また、4・5カ月児健診の場で絵本のプレゼントと読み聞かせを行っています。

広報部では家庭教育情報誌の作成を行い、子育てに関する情報や親子で参加できるイベント情報などを提供しています。

家庭訪問部では子育てに悩みを抱える家庭に対して家庭訪問を実施し、悩みの解消をめざして活動しています。

多様なバックグラウンドを持つ地域の方々が、それぞれの得意分野を生かして幅広い活動を多面的に実施することで、子育て中の保護者の不安解消、課題解決に大きく寄与しており、家庭教育支援の先進事例として全国的にも知られています。

一方、このような先進的な取り組みを行っている中で、抱えている課題も増えてきています。共働き世帯の増加により講座の参加者数が伸び悩んでいること、チームの新たな担い手の確保が困難であることが挙げられます。

今後の展望として、各活動を通じてヘスティアとつながる家庭を増やすことで、孤立し悩む家庭を支援するとともに、地域の中で子育て支援の輪を広げることがめざします。

次に、二点目の、不安や悩みなどの問題を抱える家庭が増加する中で、問題解決のためにヘスティアの訪問型家庭教育支援が果たす役割と充実についてお答えします。

ヘスティアでは訪問型家庭教育支援として、健康福祉部からの依頼を受けた相談業務及び本人からの希望による相談業務を実施しています。相談者の思いを傾聴し、寄り添い、ともに考えることで、保護者の悩みや不安が軽減されているとの報告をいただいています。

また、チーム員が子どもに接する態度を見て、保護者の子どもに対する態度が変化した

事例もあります。

いじめ、不登校、虐待などの深刻なケースについては、ヘスティア単独で解決をめざすのではなく、それぞれの専門機関につないでいます。

また、就学時健診の場に出向き、新たに小学1年生となる子どもの保護者に向けたワークショップを行い、学校と保護者や保護者同士のつながりづくりと入学に向けた不安解消の機会を提供しています。このワークショップでは、必要に応じて個別の相談へとつなげる取り組みも行っています。

しかしながら、課題の一つとして挙げられますように、新たなチーム員を確保するのが困難となっており、家庭訪問を担うチーム員が少なく、家庭訪問活動の拡充は困難な状況です。

今後は、新たな担い手づくりはもとより、各関係機関と連携を強化し、活動の場を広げること、さらに、ヘスティアと子育て世代が気軽にかかわることのできる仕組みの構築をめざします。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん、再質問ありますか。

5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

まず、確認なんですけれども、家庭教育支援チームというのは、先ほどの答弁にもありましたように、専門的な知識が必要な家庭ではなくて、それを除く不安とか悩みを持っているような家庭の支援というか、そういうことで支援チームによるそういう対応というか、全ての家庭が対象になると思うんですけれども、そういうことで、何かそういう専門的な知識が要るようなことがあれば、そういう機関につなげていくということよろしいですか。



家庭教育を支援するという一方で、関心が低い層というのはやっぱり訪問部がそれに対応するという一方で、講座部の方がお母さんたち、出てこられる、参加してもらえようかな、意識の高い方たちをもっと地域とか家庭、その他、学校とかにつなげていくというような役割をしていただいて、その意識をどんどん上げていくという、そういう循環型のチームで家庭教育を支援していくということを支えていただいていると思うんですけども、それによって三つの柱というのがあるのかなというふうに思っています。

その三つの柱のチーム員の人数と各部の構成というか、そのあたりを教えてくださいなのですが。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） ヘスティアにつきましては30名のチーム員で、今現在、構成をさせていただきます。

先ほどから申し上げていますように、それぞれの方々には、臨床心理士であったり教員の方、また、教員のOBの方であったりとかというような、それぞれの分野で活躍されている方も多くですし、また、いろんなボランティア活動等々に従事されている、専念されている方々も来ていただいております。

その中の、まず家庭訪問部なんですけども、家庭訪問部については8名の方が今、在籍をさせていただきます。

それから、講座部、あと広報部につきましても、それぞれ役割分担の中で、それぞれ皆さんの中で話し合いで分担はされているということで伺っております。講座部が25名です。広報部が11名。兼務はさせていただきますので、合計数は30にはなってございません。

○議長（土井裕美子君） 5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君） 細かいことを聞くんですけども、それぞれの活動というのを具体的

にもう少し聞かせていただきたいと思います。

講座部の活動について、参加型講座ということなんですけれども、具体的には、対象者であったり会場、内容、参加人数、1回どれぐらいの規模で行っているのかとかがわかりましたら教えてくださいいただきたいのですか。もしも手元になれば。

○議長（土井裕美子君） それぞれの部に対する活動ですか。

○5番（板橋真弓君） そうです。続きを言います。

それで、訪問部の活動の状況について、訪問件数、8名ということやったんですけども、8名で訪問件数とか相談の件数なんかもわかりましたらあわせて教えてください。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） まず、家庭訪問部の件数なんですけども、本年度の2月時点で8件の家庭相談を受けております。これについては家庭の件数で、複数回等々行っておりますので、昨年度の実績からいきますと、延べ68件の相談を受けてございます。

相談の依頼につきましては、基本的に健康福祉部からの依頼とヘスティアが直接受けられる依頼と半々の割合になっております。

内容については、家族関係の悩みであったり、それから、学習や発達に関する相談、また、そういう孤独感にあるお母さん方のお悩み、また、子ども同士のトラブル等々、そのような内容が相談の内容と件数になっております。

これらについては月1回、ケース会議等で情報共有等をしておりまして、これにつきましては、家庭訪問部のチーム員と生涯学習課、それから子育て世代包括支援センターの家庭児童相談員も入っていただいて、情報共有しながら次の家庭訪問に備える、また、この家庭訪問では対応できない事案については専門

の機関につないでいくというようなケース会議等を行っております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

8人ということで、それでもすごくたくさんの方の相談を受けていただいている、つないでいただいているということで、かなり心強い限りかなというふうに思っています。

それで、ヘスティアは平成20年からもうほぼ10年以上になってくるかと思うんですけども、橋本市家庭教育支援チーム、ヘスティアという、かなり皆さんよく周知されていて、その活動なんかも有名で、内閣府から表彰されたというようなこともありますし、先ほど部長の話にもありましたけれども、先進地の事例にもなっているということで、私が聞き及んだところによりますと、他府県からの視察であったり、要請されて話をしに行くというようなことも多々あるというふうに伺いました。

それに関して、どういったところが評価されていると自負するとか、そういう部分で、ここがいいところなんやでというのがわかりましたら言っていただきたいのと、あと、チーム員の皆さんというのは本当に地道にもう10年以上も、まさしく本当に橋本市が誇る人材であるというふうに思うんですけども、その際のスキルアップ研修などはされているのでしょうか。

その二点について、お願いします。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず、ヘスティアの皆さんにつきましては、平成26年度の子供と家族・若者応援団表彰ということで、内閣府の特命担当大臣から表彰を受けてございます。

これにつきまして、評価された受賞の経緯等につきましては、やはり本市のヘスティア

の活動においては、地域に暮らす多様な人材、先ほどから申し上げていますように、学校の先生であったり、いろんな臨床心理士の方、保育士、たくさんおられるんですけども、そういう方々がチームとして活動することによって、学校をはじめ地域のさまざまな支援体制とのネットワークづくりに寄与された。

とともに、やはり長年にわたって保護者とのかかわりを持つことができ、豊かなつながりの中での保護者のニーズをとらえた家庭教育支援活動を行ってきたことが認められ、受賞されました。

そのために、日々、チーム員の皆さま方については、いろんな研修会等に行っているんですけども、まず、スキルアップというところにつきましては、やはり保護者の方々といろいろ対話をしていくというのが重要になってきます。

そうしていくうちに、相談業務というのがやはり中心になってくるんですけども、話の流れというのをうまく整理をして、傾聴して寄り添っていくというような、そういうふうな能力といいますか技術が必要となつてまいりますので、やはりファシリテーション能力というようなところが非常に必要になってくるのかなと。

そういうふうな部分では、やはり大学の教育学部の心理専攻の先生方やカウンセリングの専門家の方々なんかを招いて、もしくはそういう方々が招かれた研修会に参加して、スキルアップに努めていただいています。

また、家庭教育支援等に方々が集まる県の研修会等々にも行っていただいて、情報共有と新たないろんな知識というものをその中で得られているということでございます。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

かなりファシリテーション能力とかも高いと

いうふうにお聞きしました。

中でも注目すべきは、就学時健診の場に向いて、小学校1年生の保護者対象のワークショップなんかを行って、学校と保護者、それと保護者同士をつなぐ活動ということで、それは本当にもうすばらしいなというふうに思います。

その当時、10年前、11年前ぐらいに1年生だった子が、言うたらずっと切れ目なく10年続いていっているということで、その人たちをつないでいるということに関してはすばらしいなというふうに思います。

ここでちょっと提案というか、なんですけれども、そのスキルというか、これからますます少子高齢化が進みまして、お母さんたちも保育の無料化とかになったので働きに行ったりとかして、なかなか講座のほうには出てこれない方が増えるんじゃないかなということの懸念があると思うんです。

その方たちにはやっぱり訪問とかということで、ひきこもりとかそういったことの予防にも、不登校とかの予防にもなってくるかなと思ってしまして、大東市でベルト型の全戸訪問をするような家庭教育支援の事業が展開されていて、かなり活発に行われているようです。

私も調べたところによりますと、チーム員が16人と、3年ぐらいの計画で、初期は60人程度だったのがそれぐらい膨らんで、各小学校区に9名のスクールソーシャルワーカーを中心に、そういった訪問型を中心にやっているということなんですけれども、橋本市のヘスティアにおいて、そういったところを膨らませていくというようなことはできないのかなということで、お伺いしたいです。

○議長（土井裕美子君） 教育部長。

○教育部長（阪口浩章君） 議員ご提案いただいたアウトリーチ型の全戸訪問というよう

形の訪問なんですけども、先日、2月18日に全国の家庭教育支援研究協議会というのがございまして、この中では、アウトリーチ型支援の具体的な実施方法というようなテーマで、全国の先進的な自治体が集まられてディスカッションがされております。

そこにうちも生涯学習課の担当職員1名が出席しておるんですけども、自治体関係、それから、他の自治体というヘスティアのような団体の方々も事例発表をされておるんですけども、やはりそういうふうな中で、どういふことをこの中で言われているかといいますと、やはり孤独感を感じる方が増えてきているということと、基本的な子育てのことがわからない、どうやって子育てをやっていったらいいのかという家庭もやはり出てきている。地域力というのか、地域のつながりというのもやっぱり薄くなってきている。そういうようなところがやっぱり共通して出てきている課題であると。

そういうことになってくると、何と言うんですか、やはり家庭訪問の中で、例えば、子育てはできて当たり前ではなく、できなくて当たり前というような認識を持ってもらったり、気軽に相談しやすい環境をつくっていくと、そういうことがそういう中で議論はされております。

そういうふうな中でいうと、本当にそういうことを個々の家庭に伝えていく、子育てされている家庭に伝えていくというのは非常に、重要なことであるというふうには認識をしております。

その上で、本市のヘスティアにおいては、先ほどから申し上げていますように、それぞれ講座部、広報部、家庭訪問部ということの中で、自らが考え、自らが家庭教育支援の中でいろんな活動されております。その上、また、今現在、家庭訪問については8人、全体

でも30人という人数となっております。

そういう中では、いきなり大東市がやっておられるような全戸訪問型の訪問事業をやっていくというのは非常に困難であるというふうには認識をしております。

ただ、本市においては、家庭・教育・福祉連携ということで強化をしておりますし、健康福祉部のほうではゼロ歳から18歳までの子育ての相談機能を持つ組織も立ち上げております。

そういうふうな中で、ヘスティアに限らず、新たな仕組みづくりの中で教育・福祉が連携をして、これからこの件については調査研究をしたいというふうには考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。

なかなか、人数ということもありますし、今現在、ヘスティアが抱えている問題点ということで、先ほど部長からもお話があったと思うんですけども、チーム員の確保が難しいと、かなり皆さん高いスキルをお持ちですけども、次につながる人材というのかが育っていないとか難しいということで、私も考えますに、やっぱり何といても予算というか、募集をかけますにも、チーム員の皆さんの処遇改善であったり、ヘスティアのチーム員になったらいいよというような部分とか、育成・強化に関してはやっぱり予算というのがすごく大切になってくるんじゃないのかなというふうに思います。

人材不足の解消としては、やっぱりチーム員の処遇改善とか育成・強化が必要なのではないかなというふうに思います。

活動のための予算というのは、こんな聞いていいのかわからないんですけども、どれぐらいで、チーム員の謝金なんかもどのぐらいでやっておられるのかというのを、答えていただけるなら聞かせていただきたいん

ですけども。

○議長（土井裕美子君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）まず、チーム員の方々には一応、時間単価というような形で報酬をお支払いさせていただいてございます。

本年度については、だいたい、実績に基づいておりますので、240万円前後になるのかなというふうに想定しております。

ただ、本当に、一部、国からの委託金も充当させていただいておるんですけども、チーム員の皆さんの活動においては、講座であったり家庭訪問であったり広報であったり、その場だけの活動ではなしに、それに向けた準備、用意というものを相当時間かけていただいております。

また、家庭訪問においては、先ほど申し上げましたように、いろんな技術・技能を習得していただく必要もございます。

そういうふうな意味の中では、何と言いますか、手弁当というかボランティアでいただいている部分も多いのかなというふうに感じています。

ですので、今、そういうふうなお話をいただく中で、やっぱりこの家庭教育支援、ヘスティアの活動している内容の重要性ということも考えたら、やっぱりいろんな条件面について早急に改善をしなければならないなというふうに考えておりますので、これについては何とか予算に反映できるように要求をしていきたいというふうに考えております。

○議長（土井裕美子君）5番 板橋さん。

○5番（板橋真弓君）何とぞよろしく願いいたします。貴重な人材ですし、これから先、ますます訪問部なんかも拡張、人材もたくさん行かせていただきたいと思いますので、何とぞ予算のほうをよろしく願いいたします。

最後に、先ほど福祉との連携ということもありましたし、これから先、深刻な問題に関

しては子育て世代包括支援センター、ハートブリッジのほうの活動とかにもなってくるかと思うんですけども、もっともっと表に出ていない方たちがたくさんいると思いますので、しかも、それは年齢層が子どもに限らず、もうちょっと高い年齢層の方もこれからもっとニーズが増えていくと思いますので、いち早く情報をキャッチする、地域に根差したアウトリーチ型の支援の仕組みづくりがこれから不可欠になってくるというふうに思います。

次回につなげる決意を持って、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。何とぞ、処遇改善のほうをよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（土井裕美子君） 5番 板橋さんの一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後1時59分 休憩）